

医薬監麻発 0605 第 6 号
令和 8 年 6 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

殺虫剤等を配布等する行為について（再周知）

医薬品である殺虫剤、殺そ剤、駆虫剤等（以下「殺虫剤等」という。）を配布等する行為については、「殺虫剤の配布について」（平成 23 年 5 月 18 日付け薬食監麻発 0518 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知。別添 1）及び「殺虫剤等を配布等する行為について」（平成 23 年 12 月 22 日付け薬食発 1222 第 4 号厚生労働省医薬食品局長通知。別添 2）により、その周知徹底等を依頼しているところです。

今般、小分けされた殺虫剤による誤飲事故が複数報告されたこと及び別添 3 のとおり、独立行政法人国民生活センターより殺虫剤等の小分けに係る注意喚起が行われていることを踏まえ、上記の通知に基づく殺虫剤等の適切な取扱いについて、改めて周知徹底等をお願いいたします。

薬食監麻発0518第1号
平成23年5月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

殺虫剤の配布について

今般、埼玉県越谷市内において、自治会が第2類医薬品である殺虫剤をお茶のペットボトルに小分けし、これを誤飲した女性二人が意識不明となる重大な健康被害が発生しました。

このような行為は医薬品の小分け製造であり、薬事法（昭和35年法律第145号）第13条に基づく医薬品製造業の許可が必要となります。

また、医薬品については、誤使用を防止する観点から、薬事法により、医薬品の名称等がその直接の容器又は被包に記載されていなければならないこと（薬事法第50条）、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであってはならないこと（薬事法第57条第1項）が定められており、これらの条項に違反する医薬品については、その販売、授与等が禁止されています。

本件のように、必要な許可、適正な表示及び包装なしに医薬品である殺虫剤を小分けして配布することは、薬事法違反であり、また同時に、公衆衛生上の観点からも、重大な健康被害をもたらす可能性の高い極めて危険な行為です。

については、貴管内の関係部局に対して、このような事例が再び発生することを防ぐべく、殺虫剤の不適切な小分け配布について厳に慎むよう周知徹底を図られたく、お願いいたします。

薬食発 1222 第 4 号
平成 23 年 12 月 22 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

殺虫剤等を配布等する行為について

市町村等が医薬品である殺虫剤、殺そ剤、駆虫剤等（以下「殺虫剤等」という。）を用いて感染症の予防のための対策等を実施し、その中で殺虫剤等を配布等する行為については、「医薬品のあっせん行為について」（昭和 31 年 11 月 1 日付け薬発第 407 号厚生省薬務局長通知）（以下「昭和 31 年通知」という。）をもって通知し、当時の伝染病予防法、寄生虫病予防法等の法令に基づく配布としての必要性等を勘案しつつも、保健衛生上の危害発生防止の観点から、その指導及び監督の徹底を依頼しているところである。

一方、近年、感染症の予防のための対策等のために市町村等が配布した殺虫剤に起因する健康被害が発生していること、伝染病予防法、寄生虫病予防法等は既に廃止されており、昭和 31 年通知の解釈に疑義が生じていること等を勘案し、殺虫剤等を配布等する行為についての考え方を下記のとおりまとめ、改めて通知するので、職員及び貴管内の市町村に対し周知徹底を図り、下記に基づく適切な運用をはかられたい。

なお、本通知の発出に伴い、昭和 31 年通知は廃止する。

記

1. 本来、医薬品の流通は、保健衛生上の危害発生防止の観点から、消費者に至るまで薬事法に基づく医薬品の販売に係る許可を受けた者によって適正に行われるべきであることが必要であること。

2. また、市町村等が殺虫剤等を用いて感染症の予防のための対策等を実施する場合においては、公衆衛生上の必要性等も見受けられるところであることから、下記の例のように保健衛生上の危害が発生することのないよう十分指導及び監督すること。

また、その指導及び監督に当たっては、「殺虫剤の配布について」（平成 23 年 5 月 18 日付け薬食監麻発 0518 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）に留意するとともに、当該通知の内容について殺虫剤等を使用する者に対して周知徹底すること。

(1) 市町村等が薬局開設者又は医薬品の販売業者から直接殺虫剤等を購入等し、薬局開設者又は医薬品の販売業者が当該市町村等の職員に対し当該殺虫剤等の取り扱いに係る適切な指導を行った上で、当該市町村等の職員自らが当該殺虫剤等の散布等を行うこと。

なお、自治会等が市町村等の職員が殺虫剤等を散布等する行為を補助する場合にあっては、当該市町村等の責任の下で、当該自治会等の会員が当該殺虫剤等の取り扱いに係る適切な指導を受けるよう取り計らうこと。

ただし、市町村等が卸売販売業者から直接殺虫剤等を購入等する場合にあっては、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日付け薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について」（平成 23 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡）に留意の上、購入等する殺虫剤等に関して専門知識のある者の管理の下で散布等を行うこと。

(2) 市町村等からの委託を受けたねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除を行う専門の業者等が殺虫剤等の散布等を行うこと。

(3) 市町村等の行う殺虫剤等を用いた感染症の予防のための対策等に協力する住民が薬局開設者又は医薬品の販売業者から直接殺虫剤等を購入等し、薬局開設者又は医薬品の販売業者により当該殺虫剤等の取り扱いに係る適切な指導を受けた上で、当該住民自らが当該殺虫剤等の散布等を行うこと。

(4) 上記によらず、殺虫剤等を配布等する行為につき疑義が生じた場合は、その取り扱いにつき、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に照会されたいこと。

報道発表資料

令和 8 年 2 月 4 日
独立行政法人国民生活センター

飲料用ペットボトルへの移し替えはやめましょう！ - 洗剤や殺虫剤などの誤飲事故が発生しています -

医療機関ネットワーク^(注1)には、2020年4月から2025年10月の約5年7カ月の間に、飲料用ペットボトルに飲料以外のものを移し替え^(注2)て中身を誤飲したという事故情報が8件^(注3)寄せられており、中には柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を誤飲し、重篤な化学性肺炎に至った事故情報もあります。

2019年9月、東京都生活文化局は「洗剤類のつめ替え、移し替えにおける安全性に関する調査」を実施し、飲料用容器への移し替えによる事故のリスクを知らない人が約4割いる等のアンケート調査結果とともに、事故予防のための注意喚起を行いました^(注2)。

公益社団法人日本小児科学会のInjury Alert(傷害速報)には、ペットボトルに移し替えたワックス剥離剤や洗剤を子どもが誤飲した症例が報告されています^(注4)。また、誤飲については「食品を入れる容器に、食品以外のものを入れて保管していると誤飲する危険性が高くなることはよく知られている。この事例では、お茶のペットボトルに緑茶の色をしたワックス剥離剤溶液を入れ替え、さらに食品を保存する冷蔵庫に保管しておいたことが主原因である」と記載されています^(注5)。

過去には、自治会が第2類医薬品である殺虫剤を茶のペットボトルに小分けし、これを誤飲した女性二人が意識不明となる重大な健康被害が発生し、厚生労働省が注意喚起を行っています^{(注6、8. 参考資料(1))}。

しかしながら、飲料用ペットボトルに移し替えた中身を誤飲する事故が続発しており、重篤な健康被害もみられます。そこで、事故を防止するため、移し替えの危険性について消費者に注意喚起することとしました。

(注1) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診した事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始しました。

(注2) 東京都生活文化局 「洗剤類のつめ替え等に伴う事故が発生しています！～洗剤類のつめ替え、移し替えにおける安全性に関する調査を実施しました～」

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/detergent_press.html

にならい、『つめ替え』とは、つめ替え用製品のの中身その製品の本体の容器に入れること』『移し替え』とは、つめ替え用製品の中身を、その製品の本体の容器とは異なる別の容器に入れること」としました。

(注3) 2020年4月以降、2025年10月31日までの伝送分。件数は本公表のために特別に事例を精査したものです。

(注4) 公益社団法人日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報)

「No. 014 容器の移し替えで発生したワックス剥離剤の誤飲による食道粘膜損傷」

<https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/index.php?did=15>

- 「容器の移し替えで発生したアルカリ性洗剤の誤飲による咽頭粘膜損傷
(No. 14 容器の移し替えで発生したワックス剥離剤の誤飲による食道粘膜損傷の類似事例1)」
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0014_example.pdf
 「容器の移し替えで発生したアルカリ性洗剤の誤飲による食道粘膜損傷
(No. 14 容器の移し替えで発生したワックス剥離剤の誤飲による食道粘膜損傷の類似事例2)」
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0014_example2.pdf
- (注5) 公益社団法人日本小児科学会 「No. 14 容器の移し替えによる誤飲(ワックス剥離剤)」【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】
<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0014.pdf>
- (注6) 厚生労働省 ○殺虫剤の配布について(平成23年5月18日)(薬食監麻発0518第1号)(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7299&dataType=1&pageNo=1

1. 飲料用ペットボトルについて

飲料用ペットボトルはポリエステル(ポリエチレンテレフタレート)から作られます。軽く、丈夫で割れにくいといった特長があることから、茶やジュース、ミネラルウォーターなどの清涼飲料水の容器として使用されています(注7)。

多様な液体を入れることができ、便利な容器ではありますが、二次利用を想定して作られたものではないため、移し替えの容器として使用することは本来の目的とは異なった使用方法です。

一般社団法人全国清涼飲料連合会はウェブサイト上で、「ペットボトルは清涼飲料水の容器包装です。二次利用は想定しておりません。衛生面や安全面から水筒代わりなど、違う目的で使用しないでください。また、誤飲の危険性がありますので薬品、農薬、洗剤などは絶対に入れないでください。熱いものを入れると容器が変形し、蓋が閉まりにくくなって中身が漏れるなどの危険があります」(注8)と注意喚起をしています。

日本石鹼洗剤工業会は、誤飲・誤食等を未然に防ぐため製品安全表示図記号を開発し、ウェブサイト上で、製品取扱時の事故防止を実施、洗剤・漂白剤の保管方法について「ペットボトルなど食品の容器には入れ替えないでください」「食品とは別の場所で保管してください」等と注意喚起をしています(注9、図)。

(注7) PET ボトルリサイクル推進協会 「基礎知識」

<https://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/>

(注8) 一般社団法人全国清涼飲料連合会 「飲み終わったペットボトルを、容器として再利用しても大丈夫ですか？」

<https://j-sda.or.jp/learning/qa/qa05/qa12.php>

(注9) 日本石鹼洗剤工業会 「高齢者の誤飲・誤食を防ぐために」

https://jsda.org/w/02_anzen/goin_koureisya.html

https://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_jishukijun_anzenzukigou.pdf

<p>詰め替えによる事故(誤飲、液漏れ、金属等の腐食によるガスの発生、製品表示の欠損など)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● ペットボトル等の指定外の容器への移し替えによる事故を防止(製品の誤飲、製品との直接接触などの事故の間接要因となるケース) ● 容器の不適合による液漏れ、ガス発生などの事故を防止
---	---	---

図 「家庭用消費者製品における製品安全表示図記号の使用・適用等に関する自主基準 附属書2 予見される事故に関連する安全図記号及びその防止効果」日本石鹼洗剤工業会 制定年月日：平成28年12月16日

2. 医療機関ネットワークに寄せられた情報

(1) 概要

2020年4月から2025年10月の約5年7カ月の間に、飲料用ペットボトルに飲料以外のものを移し替えて中身を誤飲したという事故情報が医療機関ネットワークに8件寄せられていました。中には、洗剤の誤飲により重篤な化学性肺炎に至ったものもありました（事例8）。

(2) 主な事故事例

【事例1】消毒用アルコールを移し替え

子どもが水を欲しがったので、机上にあったペットボトルの液体をコップに入れて与えた。ペットボトルには消毒用アルコールが入っており、誤飲した。

（事故発生年月：2020年3月、6歳・男児）

【事例2】シンナーを移し替え

自宅車庫でバーベキュー中に子どもの泣き声がした。車庫内に置いてあった箱の中にあったシンナーが入ったペットボトルが倒れていた。子どもの口からシンナー臭がしたため、誤飲したと思い受診し、5日間入院となった。

（事故発生年月：2021年10月、3歳7カ月・女児）

【事例3】消毒用アルコールを移し替え

ペットボトルの茶を飲んでいたところ、隣に置いてあったペットボトルに入った消毒用アルコールを飲んでしまった。吐き出したため、ほとんど飲み込んではいないが、喉の奥がヒリヒリするため受診した。

（事故発生年月：2022年1月、50歳代・女性）

【事例4】洗剤を移し替え

水と思い飲んだところ、ペットボトルに入っていたのは洗剤であった。飲んだ瞬間吐き出し、水も飲んだが、咽頭痛があり会話がしにくくなった。

（事故発生年月：2023年1月、10歳代・男児）

【事例5】殺虫剤を移し替え

ペットボトルに移し替えられた殺虫剤を家族がもらってきた。それを知らずに茶と思い込み1口飲んだ。喉を通る際に咽頭痛があつて、水を飲むたびに嘔吐したため受診し、入院となった。

（事故発生年月：2023年7月、80歳代・男性）

【事例6】次亜塩素酸水を移し替え

100mlの湯で溶いた粉ミルクを冷ますため、水と思いペットボトルに入っていた弱酸性次亜塩素酸水を100ml加えた。子どもはミルク全量200mlを飲んだ後に、下痢を1回した。家族も弱酸性次亜塩素酸水を飲んでしまっていたが無味無臭で気づいていなかった。

（事故発生年月：2023年9月、2歳2カ月・女児）

【事例7】強アルカリ性洗剤を移し替え

ペットボトルに移し替えられていた強アルカリ性の洗剤が冷蔵庫に入っており、知らずに飲んでしまった。苦くて吐き出したが一口飲んでしまい、心配になり救急外来を受診し、経過観察となった。

(事故発生年月：2024年5月、50歳代・女性)

【事例8】柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を移し替え

家族がペットボトルに移し替えた柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を誤飲して、化学性肺炎になった。入院が30日以上となり、退院後もADL（日常生活動作）が著しく低下しているため、リハビリを目的とした継続的な治療を行うことになった。

(事故発生年月：2024年8月、90歳代・男性)



イラスト：川崎 敏郎

3. 調査

事件事例を参考に、主に一般家庭での使用が想定される洗濯用合成洗剤、消毒液、除菌剤のつめ替え用商品を例として、飲料用ペットボトルに内容物を移し替えた状態と商品容器の表示を調べました^(注10)。

(注10) 購入時期：2025年11～2026年1月。外観確認のため、飲料用ペットボトルに移し替えています。

(1) 外観調査

洗濯用合成洗剤、消毒液、除菌剤を飲料用ペットボトルに移し替えた状態を写真1に示します。

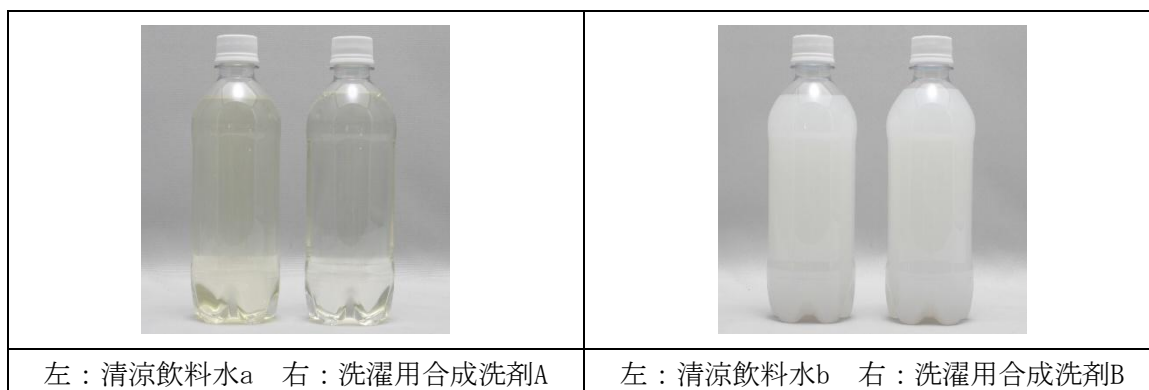


※写真の商品は事件事例とは関係ありません。

写真1. 飲料用ペットボトルに移し替えた例

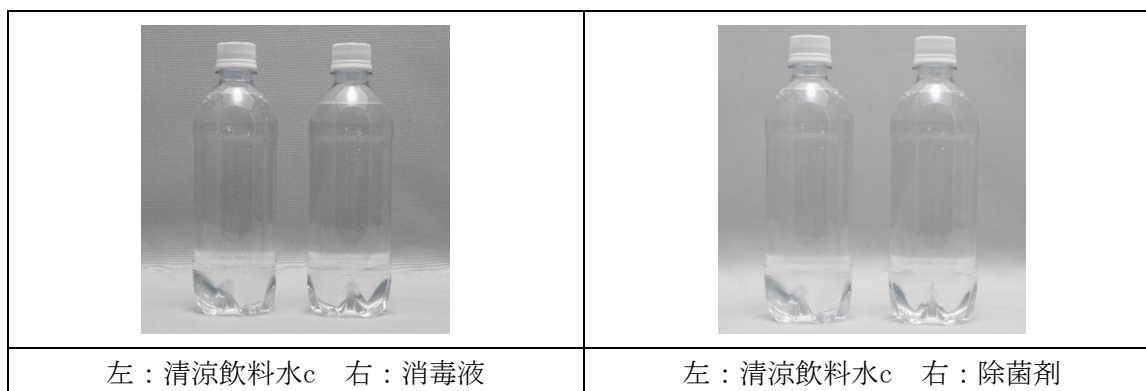
(2) ペットボトル飲料との比較

(1) で確認した洗濯用合成洗剤、消毒液、除菌剤、市販の飲料をそれぞれ同じ飲料用ペットボトルに入れました(写真2、写真3参照)。その結果、色が似ている飲料を飲料用ペットボトルに入れた場合には、同じように見えるため内容物の区別が出来ず、飲料用ペットボトルに移し替えることで、誤飲する可能性があることが分かりました。



※写真の商品は事件事例とは関係ありません。

写真2. 飲料用ペットボトルに移し替えて飲料と比べた様子(洗濯用合成洗剤)



※写真の商品は事故事例とは関係ありません。

写真3. 飲料用ペットボトルに移し替えて飲料と比べた様子（消毒液、除菌剤）

（3）表示の調査

（1）で購入した商品について、容器のつめ替えに関する表示、誤飲に関する注意表示、誤飲した場合の対処法の表示を確認しました。その結果、表1～3の表示がみられました。

表1. 表示の調査（容器のつめ替えに関する表示）

検体	表示（抜粋）
洗濯用合成洗剤A	ボトルへのつめかえ方 ・必ず「〇〇（商品名）」のボトルにつめかえてください。
洗濯用合成洗剤B	つめかえ方 ・「〇〇（商品名）」のボトルにつめかえる。 ・この商品をつめかえずにそのまま使用しない。 ・つめかえた後は、ボトルの表示をよく読んでお使いください。
消毒液	つめかえ方 ・必ず「〇〇（商品名）」の使用済みポンプボトルにつめかえる。
除菌剤	ボトルへのつめかえ方 ・「〇〇（商品名）」専用ボトルにつめかえてください。

表2. 表示の調査（誤飲に関する注意表示）

検体	表示（抜粋）
洗濯用合成洗剤A	・飲み物ではありません。 ・認知症の方などの誤飲を防ぐため、置き場所に注意する。
洗濯用合成洗剤B	・飲み物ではありません。 ・認知症の方等の誤飲を防ぐため、置き場所に注意する。
消毒液	・認知症の方などの誤飲等を防ぐため、置き場所に注意する。
除菌剤	・飲まない。 飲み物ではありません

表3. 表示の調査（誤飲した場合の対処法）

検体	表示（抜粋）
洗濯用合成洗剤A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み込んだときは、吐かせず水を飲ませる。 ・ 異常があるときは商品を持参して医師に相談する。
洗濯用合成洗剤B	<p>応急処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み込んだ時は、吐かずに口をすすぎ、水を飲む等の処置をする。異常が残る場合は、医師に相談する。 <p>※受診時は商品を持参する。</p>
消毒液	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み込んだ時は、口をすすいで水を飲む等の処置をする。 ・ 異常が残る場合は、医師に相談する。
除菌剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み込んだ時：コップ数杯の水を飲ませる。 <p>※異常があればすぐに医師に相談する。いずれの場合も、受診時は製品を持参する。</p>

4. 専門家からのコメント

埼玉医科大学病院臨床中毒科臨床中毒センター 准教授
喜屋武 玲子 先生

飲料用ペットボトルに、洗剤・薬品・農薬・殺虫剤・灯油・ガソリンなどを移し替えることは、絶対に避けてください。移し替えた本人は中身を把握していても、成分表示やラベルがないため、他の人には内容物が分からず、誤って飲んでしまうおそれがあります。ペットボトルという形状から飲料と誤認されやすい点も非常に危険です。

洗剤や消毒液、農薬などには、界面活性剤や殺虫成分をはじめ、さまざまな有害物質が含まれています。これらが体内に入ると、健康に深刻な影響を及ぼす可能性があります。誤って口にした場合には、のどの痛み、嘔吐、腹痛などの消化器症状が生じることがあります。また、飲み込んだものを嘔吐した際やむせた際に気道へ入り込むと、化学性肺炎など重篤な症状を引き起こす危険性もあります。

大容量のつめ替え製品は必ず専用容器に移し、付け替えタイプの製品は専用容器に取り付けて使用してください。使いやすさを理由にペットボトルへ移し替えることは避け、誤飲事故を未然に防ぎましょう。

万が一、ペットボトルに移し替えたものを飲んでしまった場合は、まず口に残っている分を吐き出させてください。ただし、体内に入った分を無理に吐かせることは、気道や肺に入る可能性がありますので行わないでください。また、衣類や靴に付着している場合は脱がせ、付着したものは密閉して保管してください。

症状がある場合、また子どもや高齢者の場合は誤嚥のリスクが高いため、速やかに医療機関を受診してください。受診の際には、ペットボトルに移し替えた物質が何であるか分かる情報を必ず持参し、輸送中の破損にも注意してください。持ち運びが難しい場合は、中身が分かる写真での提示でも構いません。誤飲した成分によっては、直後は症状がなくても、時間の経過とともに現れることがあります。症状がない場合でも、医療機関や#7119^(注11)、日本中毒情報センター^(注12)などに、受診したほうがよいか相談してください。

(注11) 総務省消防庁 「救急安心センター事業（#7119）をもっと詳しく！」

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate007.html>

(注12) 公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番・電話サービス(一般専用)

<https://www.j-poison-ic.jp/110service/service-guide-genelal/>

5. 消費者へのアドバイス

(1) 飲料用ペットボトルへの洗剤や殺虫剤などの移し替えは絶対にやめましょう

飲料用ペットボトルに移し替えた洗剤・消毒液・殺虫剤などを誤って飲んでしまう事故が発生しています。移し替えた本人は中身を把握していても、中身にあった成分表示やラベルがないため、家族や周囲の人は何が入っているのか分からず、飲料と思い誤飲事故が発生するおそれがあります。洗剤や消毒液などには、界面活性剤をはじめ、人体に有害な成分が含まれており、摂取すると咽頭痛、下痢などの症状が生じる場合があります。誤嚥した場合は、化学性肺炎に至る危険性もあります。飲料用ペットボトルへの移し替えは絶対にやめましょう。

(2) つめ替え製品や大容量の製品を使用する際は、指定以外の容器に移し替えないでください

飲料用ペットボトルは別のものをつめ替えることを想定して作られておらず、内容物によっては容器などが変質する可能性があります。つめ替え製品や大容量の製品を使用する際は、指定以外の容器に移し替えないでください。つめ替え製品や大容量の製品は、表示を確認し、製品が指定している容器につめ替え、食品とは別の場所に保管するようにしましょう。指定の容器が分からないときは、製造者や購入店などに問い合わせましょう。

(3) 身の回りに中身が移し替えられた飲料用ペットボトルがないかを確認し誤飲事故を未然に防ぎましょう

家族が柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を飲料用ペットボトルへ移し替え、高齢者がそれを誤って飲み、重篤な化学性肺炎を発症した事例があります。特に、子どもや高齢者がいる家庭や施設などでは、身の回りに中身が移し替えられた飲料用ペットボトルがないか日頃から確認し誤飲事故を未然に防ぎましょう。

(4) 誤飲した場合や疑わしい場合は、速やかに医療機関などへ相談しましょう

飲料用ペットボトルの中身がはっきり分からないときは、絶対に口にはしてはいけません。もし誤って飲んでしまったら、何らかの症状がある場合、また、子どもや高齢者の場合は誤嚥のリスクが高く重篤化しやすいため症状の有無にかかわらず必ず医療機関を受診しましょう。子どもや高齢者は嚥下機能が弱く、気付かないうちに飲んだものが気道へ入り込むことがあります。受診の際は、移し替えた物質が分かる情報（ラベル、製品名、写真など）を持参してください。容器を持ち運ぶ場合は、破損に十分注意してください。症状がない場合でも、医療機関または#7119^(注11)、公益財団法人日本中毒情報センター^(注12)に相談しましょう。



イラスト：川崎 敏郎

6. 事業者への要望

(洗剤関連の事業者へ)

飲料用ペットボトルへの移し替えによる誤飲事故の再発防止のため、移し替えの危険性と、洗剤などをつめ替える際は指定の容器を使用することについて、なお一層啓発するよう要望します

飲料用ペットボトルに移し替えた洗剤などを誤飲する事故が発生しており、中には重篤な症状に至った事例がありました。飲料用ペットボトルに洗剤などを移し替えると、中身が飲料であると思い、誤飲するおそれがあります。飲料用ペットボトルへの移し替えの危険性、つめ替える際は製品が指定する容器を使用することについて、図記号を用いてより分かりやすく表示するなど、なお一層啓発するよう要望します。

(ペットボトル関連の事業者へ)

飲料用ペットボトルへの移し替えの危険性について、なお一層啓発するよう要望します

飲料用ペットボトルに移し替えた中身を誤飲する事故が発生しており、中には重篤な症状に至った事例もありました。飲料用ペットボトルを移し替え容器として使用せず、各自治体の処分方法に従って適切に処理することについて、なお一層啓発するよう要望します。

7. 行政への要望

飲料用ペットボトルへの移し替えにより発生する誤飲事故を防止するため、消費者への注意喚起、啓発を引き続き行うよう要望します

飲料用ペットボトルに入れてあったシンナーを子どもが誤飲するなど、飲料用ペットボトルへ移し替えたことによる事故情報が寄せられています。誤飲事故を防止するため、家庭だけでなく子どもや高齢者が来訪する所などに対し、引き続き、注意喚起や啓発を行うよう要望します。

○要望先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
こども家庭庁	(法人番号 7000012010039)
一般社団法人全国清涼飲料連合会	(法人番号 8010005018946)
日本石鹼洗剤工業会	(法人番号 なし)

○情報提供先

内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
文部科学省	(法人番号 7000012060001)
農林水産省	(法人番号 5000012080001)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
東京都生活文化局	(法人番号 8000020130001)
公益財団法人日本中毒情報センター	(法人番号 6050005010703)
公益社団法人日本小児科学会	(法人番号 5010005018346)
公益社団法人全国有料老人ホーム協会	(法人番号 5010005003208)
公益社団法人全国老人福祉施設協議会	(法人番号 8010005013815)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号 9010005018680)
一般社団法人日本介護支援専門員協会	(法人番号 2010005013168)
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会	(法人番号 8010005004343)
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(法人番号 1010405018940)
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	(法人番号 4010405010390)
特定非営利活動法人Safe Kids Japan	(法人番号 5010905002878)
日本家庭用洗剤工業会	(法人番号 なし)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号 なし)

扱い：本資料につきましては、2月4日の記者説明会開催後に解禁といたします。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

8. 参考資料

(1) 厚生労働省

○殺虫剤の配布について(平成23年5月18日)(薬食監麻発0518第1号)(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7299&dataType=1&pageNo=1

○殺虫剤の配布について

(平成23年5月18日)
(薬食監麻発0518第1号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)

今般、埼玉県越谷市内において、自治会が第2類医薬品である殺虫剤をお茶のペットボトルに小分けし、これを誤飲した女性二人が意識不明となる重大な健康被害が発生しました。

このような行為は医薬品の小分け製造であり、薬事法(昭和35年法律第145号)第13条に基づく医薬品製造業の許可が必要となります。

また、医薬品については、誤使用を防止する観点から、薬事法により、医薬品の名称等がその直接の容器又は被包に記載されていなければならないこと(薬事法第50条)、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであってはならないこと(薬事法第57条第1項)が定められており、これらの条項に違反する医薬品については、その販売、授与等が禁止されています。

本件のように、必要な許可、適正な表示及び包装なしに医薬品である殺虫剤を小分けして配布することは、薬事法違反であり、また同時に、公衆衛生上の観点からも、重大な健康被害をもたらす可能性の高い極めて危険な行為です。

については、貴管内の関係部局に対して、このような事例が再び発生することを防ぐべく、殺虫剤の不適切な小分け配布について厳に慎むよう周知徹底を図られたく、お願いいたします。

(2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所

「誤飲事故はなぜ起きたか【注目の化学災害ニュース】RISCAD CloseUP」

<https://riss.aist.go.jp/sanpo/riscadnews/2021/03/p7448/>

誤飲事故はなぜ起きたか【注目の化学災害 ニュース】RISCAD CloseUP

注目の化学災害ニュースに迫る RISCAD クローズアップ

RISCAD CloseUP

投稿日：2021年03月04日 10時00分

先月中旬、東京の学童保育室で職員の誤認により児童が消毒用高濃度エタノールを誤飲するという事故が起きました。非常に危険な誤飲の事故ですが、幸い児童の体調に異常はなかったとのこと。事故の原因は複数考えられるようですが、「さんぽのひろば」では、「消毒用高濃度エタノール」が入れられていた「容器」に大きな要因があるのではないかと考えました。今回は、**誤飲事故はなぜ起きたか**と題しClose UPです。

学童保育室での消毒用高濃度エタノール誤飲の事故

先月中旬、東京の学童保育室で以下の事故が起きました。

2021/02/18 東京・学童保育室で児童が消毒用高濃度エタノールを誤飲

学童保育室で児童による消毒用高濃度エタノールの誤飲が起きた。冷蔵庫に保管してあった2Lの飲料用ペットボトルに入ったエタノールを職員が水と誤認してコップに注ぎ、児童に飲ませた。児童が辛さを訴えたため、職員が液体を確認したところ、消毒用高濃度エタノールであることが判明した。児童は救急車で病院に搬送されたが、体調に異常はなかった。区の調べでは、同エタノールは2Lの飲料用ペットボトルに入れられ、側面に「エタノール80%」などと記載された白い養生テープが貼られ、冷蔵庫に入れられていた。当初同ペットボトルは流し台に置かれていたが、水と誤認した職員が冷蔵庫に保管し、別の職員が養生テープの表示を見落として水と誤認して児童に与えた可能性がある。

例えば、飲料用エタノールであるウォッカやテキーラなどのスピリッツ類は、私たち大人が酒と理解して口にしても刺激が強いと思われますし、それを水と思い込んで口にした場合、当然大変な衝撃を受けると考えられます。この事故で、幸い児童の体調に異常はなかったとのことですが、水と違って消毒用高濃度エタノールを口にしてしまった児童の衝撃たるや相当なものであったと想像されます。

しかし、学童保育室の職員が児童に消毒用高濃度エタノールを誤飲させてしまったこの事故は、なぜ起きたのでしょうか。

誤認－「勘違い」と「思い込み」－

概要からもわかるように、この事故には学童保育室の職員2名の誤認が関係しています。

- 職員Aが、流し台に置かれていた2Lの飲料用ペットボトル入りのエタノールを、水と誤認して冷蔵庫に保管した
- 職員Bが、冷蔵庫から2Lの飲料用ペットボトルに入ったエタノールを取り出し、水と誤認してコップに注ぎ、児童に飲ませた

エタノールは2Lの飲料用ペットボトルに入れられており、側面に「エタノール80%」などと記載された白い養生テープが貼られていたとのことですが、職員A、職員Bともに、内容物を記載した養生テープを見落とし、それぞれが水と「勘違い」し、水と「思い込む」という誤認をしました。

この事故では、内容物が記載された養生テープが見落とされたことが原因になったのは間違いありません。しかし、個人的には、馴染みがある形状の飲料用ペットボトルに透明な液体が入っているのを見た職員Aが、内容物を「水」と「勘違い」してしまうのも、ましてや、それが冷蔵庫に入れられており、手に取った職員Bが内容物を「水」と「思い込んで」しまうのも無理はないと感じました。

しかし、この事故のみならず、「勘違い」や「思い込み」といったいわゆる誤認が原因となる事故は多数発生しており、当然のことながら、勘違いするのも無理はない、思い込むのも無理はない、で片付けられることではないのですが、今回の事故は、もっと根本的なところに問題があったと考えられます。

それは、「2Lの飲料用ペットボトル」に「消毒用高濃度エタノール」が入れられていたということです。

「飲料用ペットボトルに入っているもの＝飲料」というイメージ

ジの強さ

大容量のエタノールは樹脂製タンクや一斗缶などで販売されているので、使用時には小容量の容器に移し替えて使用することになることは想像できます。

この事故でも、行政区がまとめて購入した高濃度消毒用エタノールを飲料用ペットボトルに分けて管轄の学童保育室に配布したか、または、学童保育室で飲料用ペットボトルに分けたか、そのようなことが行われていたのではないかと想定されます。しかしながら、そもそも、飲料用ペットボトルに消毒用エタノールを移し替えて使用するべきではなく、それを行っていたことがこの事故の大元の要因です。

私たちの脳から、「飲料用ペットボトルに入っているもの＝飲料」というイメージはそう簡単に払拭できません。例え内容物や注意を記載して表示してあっても、長年の飲料用ペットボトルに対するイメージが強いため、他の情報よりも「飲料用ペットボトルに入っているもの＝飲料」という情報が先行する可能性が高いのです。

これはもちろん消毒用エタノールに限ったことではありません。過去には、ペットボトルや栄養ドリンクの瓶に移し替えられた農薬の誤飲事故が繰り返し発生しています。

飲食物品が入っていた容器に、口に入れると毒があるものに移し替えるのは、誤飲、誤食などの事故につながる可能性がありますので、絶対にやめましょう。

飲料用ペットボトルへの 移し替えはやめましょう！

- 洗剤や殺虫剤などの誤飲事故が発生しています -

医療機関ネットワーク(*)には、
**飲料用ペットボトルに飲料以外のものを
移し替えて中身を誤飲した**という事故情報
が寄せられております。

中には誤嚥により**重篤な化学性肺炎に
至った**事故情報がありました。



調査



清涼飲料水 洗濯用合成洗剤 清涼飲料水 洗濯用合成洗剤 清涼飲料水 消毒液

つめ替え用製品の中身を

- ・製品の本体の容器に入れる
→「**つめ替え**」
- ・製品の本体の容器とは異なる
別の容器に入れる
→「**移し替え**」 としています。

※写真の商品は事件事例とは関係ありません。

飲料用ペットボトルに移し替えると色が似ている飲料と**区別が出来ません**。

⚠ 消費者へのアドバイス

- 飲料用ペットボトルへの洗剤や殺虫剤などの移し替えは絶対にやめましょう**
- つめ替え製品や大容量の製品を使用する際は、**指定以外の容器に移し替えないでください**
- 身の回りに**中身が移し替えられた飲料用ペットボトルがないかを確認し誤飲事故**を未然に防ぎましょう
- 症状がある場合**、また**子どもや高齢者**の場合は誤嚥のリスクが高いため、**速やかに医療機関を受診してください**
- 症状がない場合でも**、**医療機関や#7119、日本中毒情報センター**などに、**受診したほうがよいか相談してください**。



(※) 医療機関ネットワーク事業：(独)国民生活センターは、消費者庁と共同で、平成22年12月より、医療機関(令和7年10月時点で32機関が参画)から事故情報の提供を受けています。



独立行政法人
国民生活センター